

第4次厚木基地爆音訴訟
東京高等裁判所判決を受けての声明

平成27年7月30日

第4次厚木基地爆音訴訟 原告団
第4次厚木基地爆音訴訟 弁護団

1 本日、東京高等裁判所第21民事部は、第4次厚木基地爆音訴訟行政訴訟、同民事訴訟の判決を言い渡した。

裁判所は、毎日午後10時から翌日午前6時までの自衛隊機の運航を禁じた第一審判決（横浜地裁）の判断を維持し、再び、国に対し、夜間の自衛隊機の運航を禁じた。

さらに原告らに対して、平成28年12月31日までにわたる将来の損害の賠償を命じた。

2 控訴審判決が、裁判史上初めて軍用機の飛行差止請求を認容した横浜地裁の結論を一定程度維持したことの意義は非常に大きい。

国は、地裁及び高裁で相次いで認められた夜間の軍用機の飛行差し止めを即時に実施すべきである。

3 さらに東京高裁が将来請求を認容し、平成28年12月31日までの損害の賠償を命じたことは評価できる。

これは、裁判所が厚木基地周辺の騒音状態が今後も継続することを明確に認定したものであり、国の無反省への痛烈な批判が含まれているものであるといえる。

国は、この判決に対して、上告をするべきではない。

国は東京高裁からの批判に対し、真摯に騒音状態の解消を実現し、かつ、騒音の解消がなされない以上、裁判所が認めた将来に渡る賠償金の支払いを履行するよう求める。

4 しかし、厚木飛行場の使用に関し、『(国が) 一方的に米国との間の合意の内容を変更したり米国の権利の得喪を生じさせたりし得ることの根拠となる規定は存在しない。』として米軍機の飛行差止請求を斥けた判断は、厚木基地が、昭和46年以降、日米地位協定2条4(b)が適用され、日本が管理し、米軍に対しては米軍専用施設への「出入りのつど使用を認める」とされる施設に使用転換された事実を無視している。

判決は、米軍の使用を限定した閣議決定について、「重要な意味を持つものとは解され」ないとして、「実質的には」日米合同委員会合意と異ならない、とするが、その根拠を欠くと言わざるを得ない。

米軍機による騒音を、違法であるとしながら、「第三者行為論」により飛行差止請求を斥けたことは、人権救済機関としての司法の責務の放棄であるといわざるを得ない。誠に残念である。

5 判決は、航空機騒音による身体的被害を直接的には認めなかったものの、WHOが示した閾値を詳細に検討し、「睡眠妨害は、健康被害に直接結びつき得る深刻なものである。」、「厚木飛行場周辺の騒音のレベルは、一般的に身体的被害との関連性が問題となりうる程度にまで至っており、周辺住民の生活環境に関わり、健康にも影響を及ぼし得る重要な利益の侵害である。」として、航空機騒音と身体的被害との関連をさらに踏み込んで認めたことは、評価できる。

6 国は、自衛隊機の夜間飛行差止請求を認容した1、2審判決を重く受け止め、自衛隊機の夜間の運航を停止するとともに、それ以外の時間帯においても、運航を制限し、被害発生防止に努めるべきであった。

しかし、1審判決後、騒音発生回数は、多くの地点で、一審判決前よりも増加した。国は、今度こそ、裁判所の判断を重く受け止め、騒音被害を解消すべく自発的な措置を講じなければならない。

7 厚木基地周辺は、全国でも有数の人口密集地であり、基地周辺には民家や学校、病院も存在する。75 W 値の第1種区域内に少なくとも24万4000世帯、50万人の住民が居住し、航空機騒音の被害を受ける人口は200万人にも及ぶ。ひとたび墜落事故が発生すれば、未曾有の大惨事になるであろう。

厚木基地の航空機騒音に苦しめられる周辺住民は、昭和51年に提起した第1次訴訟、昭和57年に提起した第2次訴訟、平成9年に提起した第3次訴訟を経て、平成19年12月、本件訴訟を提起した。本件訴訟を提起してからすでに7年半が、第1次訴訟を提起してからはすでに40年近くが経過した。

これほどの長期間を経てもなお、被害が解消されずにいることに驚きと怒りを禁じ得ない。

東京高等裁判所が将来請求を明確に認定した本日、我々は、日本政府及び米国政府に対して、住民の声に真摯に耳を傾け、現実が発生している被害を見据えて、厚木基地という住宅密集地における軍用機の運航を停止するよう強く求める。

我々は、今もなお進行している被害が解消されるまで、法廷内外での取組みを続けることを決意する。